

令和 4 年度 津山市地域包括支援センターについて

■現状と課題

当センターは、令和元年度以降、職員定員 36 名に対して 2、3 名の欠員がつづいてきました。令和 3 年度当初は 4 名の欠員に対して、複数の職員が兼務することで対応してきました。しかし、令和 3 年 12 月以降、産休・育休取得者や退職が相次ぎました。さらには令和 4 年度早々での退職等の意向がある職員が複数存在することもわかりました。こうした中で、令和 4 年度新規採用などによる欠員補充の目途は立っておらず、令和 4 年度早々には 10 名以上の欠員が想定されます。

このような現状から、残った職員は、自身が行う業務に加え、欠員となる職員がこなしていた業務も行なっていかなければなりません。そのため、市民から日々寄せられる相談への対応に加え、下記の事業計画（案）にあげる業務遂行に何らかの支障が出ることが懸念されます。

令和 4 年度 事業計画（案）

■目的・目標

高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、心身の健康の保持、生活の安定のために、介護予防の視点をもって、保健・医療・福祉等の制度やインフォーマル支援を行う地域包括ケアの拠点となることを目指します。

「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者の自立と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を視野に入れながら運営していきます。

令和 4 年度地域包括支援センター運営方針に基づき、市（高齢介護課）と密接な連携を図りながら各事業の実施に努めます。また職員は、研修を受け、業務に必要な知識技術等の習得に努めます。

■実施計画

◎地域包括支援センター事業

（1）総合相談支援業務

①実態把握

- ・居宅がついていない要支援者等の全数把握や、民生委員との連携のもと、要支援高齢者等の把握に努め必要な支援につなぐ

②総合相談業務

- ・来所・電話、訪問等による様々な相談に応じられるよう三職種が連携・協力しての総合的相談対応を図る
- ・相談しやすいセンターを目指し、相談窓口や業務内容等の積極的な広報活動
社協便りに地域包括の欄をもうけ、紹介

③ネットワーク構築業務

- ・支援を必要とする高齢者を把握し、地域の関係者や専門職等と適切な支援のネットワークを構築

(2) 権利擁護業務

①成年後見の活用

- ・認知症などにより判断能力の低下が見られ、適切な介護サービス利用ができない高齢者には、市や権利擁護センターとの連携により、成年後見制度の活用につなぐ

②高齢者虐待対応

- ・高齢者虐待防止研修会を市と協議の上、強化月間中の12月に開催

③消費者被害対応

- ・消費者被害情報を必要に応じて発行し、機会あるごとに啓発
- ・消費者被害防止研修会を消費生活センター等と連携して、開催を検討

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

①包括的・継続的なケア体制の構築

- ・困難事例に対しては多職種で支援を検討
(必要時には認知症初期集中支援チームとの連携)

②介護支援専門員に対する支援

- ・資質向上を図るため、研修会や事例検討の企画・実施の支援

(4) 地域ケア会議

①地域包括ケア会議

- ・本会議
地域包括システム検討部会
- ・事業評価部会

②小地域ケア会議

- ・新規立ち上げを目指す
- ・コロナ禍での取り組みとして、代表者との会議や文書・通信等によって情報共有
- ・小地域ケア会議交流会、職員研修会の開催について検討

③地域ケア個別会議

- ・困難事例等の事例提供者の立場で必要に応じて会議に参加

(5) 認知症施策

①認知症初期集中支援推進事業

- ・認知症の方やその家族への初期の支援を包括的・集中的に行うためチームを配置・関係機関等との連携・支援

②認知症地域支援・ケア向上事業

- ・認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる支

援・相談体制の構築

(ケアパスの活用、若年性認知症支援、カフェに関することなど)

③認知症サポーター等養成事業

・認知症の理解を深めるための普及啓発、キャラバンメイトとの協力体制の強化

・チームオレンジの構築

④認知症高齢者見守り事業

・地域での認知症あったか声かけ模擬訓練
・見守り連携強化会議（市と協議の上）

(6) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業（実態把握）

・地域からの声等で閉じこもり等の何らかの支援を必要とする方を早期に把握し、必要な支援を検討する

②介護予防普及啓発事業

・地域各種団体や講座等の機会に、地域の高齢者等が健康維持できるような情報を提供

③介護予防活動支援事業

・住民主体で誰でも参加できる介護予防活動の場の地域展開を目的に「めざせ元気！！こけないからだ講座」が214ヶ所で行われており、リハ専門職、行政関係機関と連携して活動の継続支援を行う

(7) 介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援事業所

・介護保険外の地域資源情報を収集し、利用者のニーズ把握を図りながらケアプランに位置づけ、自立支援を目標とするケアプランを作成
・居宅介護支援事業所に委託した場合、ケアマネジメント等資料の内容確認と給付管理を行う

(8) 任意事業

1) 家族介護支援事業

①介護おたすけ講座

・高齢者を介護している家族や近隣者等を対象に、介護に関することや必要な医療・栄養・運動等の知識を伝達する講座を開催

(9) その他

①在宅医療・介護連携の推進

②生活支援コーディネーターとの連携